

生活の安全確保と 環境保全のために

土壌汚染防止条例を制定

土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、町民生活の安全確保と生活環境を保全することを目的に「阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(通称：土壌汚染防止条例)が平成18年4月1日から施行されます。

1. 土砂等の埋立て等を行うときは、許可の申請が必要になります。
 - (1) 許可を必要とする行為
 - ・ 面積が1,000平方メートル以上の土地で、土砂等の埋立て等の事業(特定事業)を行うとき。
 - (2) 埋立て等に使用する土砂等の制限
 - ・ 土壌汚染防止のため安全基準を設けて、安全基準に適合しない土砂等は使用できません。
 - (3) 崩落など災害の発生防止
 - ・ 埋立て等の構造の基準を定めて、災害の発生防止を図ります。
2. 土地所有者や事業者の方には、条例の趣旨を理解していただき、土砂等の埋立て等の事業の適正処理にご協力ください。
 - (1) 土地所有者の責務
 - ・ 埋立て等の事業計画を十分確認する必要があります。
 - ・ 事業期間中、1カ月に1回以上、土壌汚染や崩落などの災害が発生していないかなど現地を確認しなければなりません。
 - ・ 土壌汚染や崩落などの災害が発生した場合など、事業者に事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、町などに通報しなければなりません。
 - (2) 事業者の手続等
 - ・ 埋立て等の事業を行うときは、この条例の対象となり、特定事業に該当する場合は、あらかじめ町長の許可が必要です。また、事業の施工中は土壌検査や埋立て等の状況などについて定期的に届出や報告などが必要となります。
 - ・ 土壌汚染等が判明したときは、土壌汚染や土砂の崩落などの防止のため、事業者、土地所有者に対して条例の規定により、汚染された土砂等の撤去や、災害の防止の措置を講じるように措置命令が出されます。
3. 土壌汚染防止条例の説明会
土地所有者、事業者の方へ説明会を開催します。

| | | | |
|-----|--------------------|---------------|--------------|
| 日 時 | 第1回 | 平成18年2月17日(金) | 午後7時から午後9時まで |
| | 第2回 | 平成18年2月24日(金) | 午後7時から午後9時まで |
| 場 所 | オアシスセンター(保健センター)2階 | | |